## 別表八(一)付表一 「支払利子等の額及び受取配当等の額に関する明細書」

## 1 この明細書の用途

この明細書は、法人が法第23条 (受取配当等の益金不算入) 又は令和2年旧法第23条 (受取配当等の益金不算入) の規定の適用を受ける場合に記載します。

## 2 各欄の記載要領

欄		記	載	要	領	注	意 事	項
「支払利子等の額	「令第 19 条第2項の規定 による支払利子控除額の 計算1」	10%に相当する ける関連法人株 4%に相当する 人株式等から哲 計額の10%に す。	金額が、 k式等に係 を金額以下 E除する金 相当する 通用を受け	その事業 る配当等 である場 額を支払 金額とする	の額の合計額の 年度において受 の額の合計額の 合には、関連法 利子等の額の合 ることができま は、「適用」に○	「令第1 による支 第1」が「 合には、「 での各欄に	公利子控 不適用」 2」から	である場 「5」ま
の明細」の各欄	「当期に支払う利子等の額 2」	当期に支払う ((関連法人株式 る利子の額)に 満たない部分の 金額その他経済	う負債利子 大等に係る こ規定する の金額、 斉的性質が 数正前の	る配当等の る手形の割 同条第35 が利子に <sup>3</sup> 令第21条	京第19条第2項 り額から控除す 削引料若しくは 頂各号に掲げる 準ずるもの又は に((負債の利子に て記載します。			
「受取配当等の額の明細」の各欄	「完全子法人株式等」の各欄	まででは、また、また、また、また、また、このでは、また、また、また、また、また、また、また、また、また、また、また、また、また、	に、「大きない」のでは、そのでは、これでは、「大きない」では、「大きない」では、これでは、これでは、これでは、「大きない」では、「大きない」では、「大きない」では、「大きない」では、「大きない」では、	長かさい記りとは、このののなよくの関大からの格係途係期なとかそ国全国条即の内係式そ配のがにを間っのつの法支法第配金国が等の当なあお有のた間、内人配人1当額法あ	に と計等いるいす初日に同国と関の項等に人る。つ は算を社場てる日ま当日法当係株(の係と場い 、期す団合当こかで該か人該が式配額る当合て そ間る等(該とら継他らと他あ等当と効該の配末の除ののなのし者の該者とそのながの該 配末の除ののなのし者の該者とそのながの該し 当日内き内内っ完てに計他ときの額さ生内他	そる内等2等日明の項のはら係の配国の項の等細翌各範、そる受当法基第範を書日号囲該の基けるの基準には()各の連	るのこ日号)ハお第完に号す配前よ等《にまい第全掲に居いらり、関規すて22子げ定配等最さ令連定。同条法で必当	後れ第22十以じの人もう等にた22人る下で2株場るの出第式準の)2等にかに
	「関連法人株式等」の各欄	す。			ついて記載しま 、内国法人が他	令和49 始した事刻 度を含み	業年度(	

	欄	記載要領	注 意 事 項
Г		の内国法人(公益法人等及び人格のない社団等を除きます。)の発行済株式又は出資(当該他の内国法人が有する自己の株式等を除きます。)の総数又は総額の3分の1を超える数又は金額の株式等を、その内国法人が当該他の内国法人から受ける配当等の額に係る配当等の前に最後に当該他の内国法人によりされた配当等の基準日等の翌日(令	は、「支払利子等の額の明細」の各欄及び「17」から「20」までの各欄は、記載を要しません。
受		第 22 条第 1 項各号 (関連法人株式等の範囲) に掲げる場合には、当該各号に定める日) からその受ける配当等の額に係る基準日等 (その配当等の額	
取		が法第24条第1項(同項第2号に掲げる分割型分割、同項第3号に掲げる株式分配又は同項第4号に規定する資本の払戻しに係る部分を除きます。)	
配		の規定により配当等の額とみなされる金額である 場合には、当該配当等の額に係る配当等がその効 力を生ずる日(その効力を生ずる日の定めがない	
当		場合には、その配当等がされる日)の前日)まで 引き続き有している場合における当該他の内国法 人の株式等(完全子法人株式等を除きます。)をい います。	
等	「その他株式等」の各欄	「完全子法人株式等」、「関連法人株式等」及び「非 支配目的株式等」のいずれにも該当しない株式等 に係る配当等について記載します。	この欄に「非支配目的株 式等」に該当するものを記 載する誤りが見受けられま
の			すので、この欄を記載する 前に「完全子法人株式等」、 「関連法人株式等」及び「非
額			支配目的株式等」を記載し、 これらのいずれにも該当し ないもののみ、この欄に記
の	「非支配目的株式等」の各 欄	非支配目的株式等に係る配当等について記載し ます。	載してください。 措置法第 67 条の6第1 項 (特定株式投資信託の収
明		この場合の非支配目的株式等とは、内国法人が 他の内国法人(公益法人等及び人格のない社団等 を除きます。)の発行済株式又は出資(当該他の内	の益金不算入の特例》に規 定する特定株式投資信託の
細		国法人が有する自己の株式等を除きます。)の総数 又は総額の5%以下に相当する数又は金額の当該 他の内国法人の株式等を、その内国法人が当該他 の内国法人から受ける配当等の額に係る基準日等	収益の分配の額がある場合 のその特定株式投資信託に ついては「非支配目的株式 等」に該当することになり
_		(その配当等の額が法第24条第1項(同項第2号に掲げる分割型分割、同項第3号に掲げる株式分配又は同項第4号に規定する資本の払戻しに係る	ますが、各欄の記載に当たって、「本店の所在地28」に「特定株式投信」と記載し、
の		部分を除きます。)の規定により配当等の額とみなされる金額である場合には、その配当等の額に係る効力が生ずる日の前日)において有する場合に	「基準日等 29」及び「保有割合 30」は記載する必要はありません。
各	「受取配当等の額9」、「受	おける当該他の内国法人の株式等(完全子法人株式等を除きます。)をいいます。 当期に受ける法第23条第1項(措置法第67条	(1) 外国法人若しくは公益
欄	取配当等の額 14」、「受取	の6第1項の規定により読み替えて適用する場合を含みます。)に規定する配当等の額又は法第24条の規定により配当等の額とみなされる金額を記載します。	法人等又は人格のない社

欄		記	載	要	領	注	意 事	項
「受取配当等の額の明細」の各欄						るみな	し配当	の規定によ の額がある 欄として記
						載し、 記して		生理由を付 い。
	「同上のうち益金の額に算入される金額 15」、「同上のうち益金の額に算入される金額 25」及び「同上のうち益金の額に算入される金額 32」	規定により読み	替えて適	用する場		により計 では、そ	算した の金額 を別紙	2項の規定 金額につい の計算に関 に記載して い。
	「保有割合 30」	法第 23 条第 受ける同条第1 係る基準日等(有 株式等の範囲) において有する のうちに令第 23 有株式等がある。 有していないも	項に規定 分第 22 条 に規定す 当該他の 2 条の 3 場合には	する配当 の3第1 る基準日 内国選法人 第2項に その短	項《非支配目的 等をいいます。 の株式又は出資 規定する短期の 期保有株式等を			

## 4 根拠条文

法 23、24、平成 19 年改正前の法 23、令和 2 年旧法 23、平成 19 年改正法附則 34、令 19~22 の 3、23、平成 19 年改正前の令 19 の 2、19 の 3、22、23、平成 19 年改正令附則 8、規則 8 の 4、 8 の 5 の 2、措置法 67 の 6、67 の 7、令和 2 年改正法第 16 条の規定による改正前の措置法 67 の 6、措置法令 39 の 29